



Rotary Club of YOKOHAMA MIDORI

横浜緑ロータリークラブ

2001-02 年度国際ロータリー会長
リチャード・D・キング
Mankind is our business
人類が私達の仕事



第 2590 地区ガバナー
上野 孝
会長 / 加藤喜夫
幹事 / 森一誠
会報委員長 / 河渕 雄

WEEKLY REPORT

第 1572 回例会 No35

例会記録

平成 14 年 3 月 20 日 (M A R.20.2002)

司会 齊藤、鶴岡、河原 S A A

点鐘 加藤 喜夫 会長

合唱 それでこそロータリー

米山奨学カウンセラー感謝状贈呈

高嶋 経保 会員



事務局員 関野 由美子さん



本日はホアイトデー関野さん先月、有難う御座いました。

先月バレンタインデーに関野さんより頂いた返礼を差し上げました。

会長報告

加藤 喜夫会長

35回目の会長報告です。

憲法第35条です。

- 1) 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第三十三条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。
- 2) 搜索又は押収は、権限を有する司法官権が発する各別の令状により、これを行ふ。
搜索や押収は、「正当な理由」にもとずいて発せられ、しかも搜索する場所や押収する物が具体的にあきらかにされた令状が必要。原則として、令状もなく勝手に人の家を搜索して押収した物を裁判の証拠にすることは出来ない。

第三十三条は現行犯として逮捕する場合の条項でした。「第三十三条の場合を除いて」ということは現行犯逮捕、あるいは緊急逮捕の際には、令状なしの搜索・押収も良いということである。

これまで第三十五条は刑事手続きだけを規制すると考えられていたが、最近では行政手続きにおいても適用されると考えられるようになった。

さてゴルフの話です。

今日はゴルフ名言集のひとつを紹介します。

ゴルフアールなら誰でもいいライから打ちたいものです。

しかし約540年間のゴルフの歴史には2つの不文律があります。

「自分に有利に振る舞ってはならない」

「あるがままの状態でプレーせよ」ゲームの基本は2つあれば充分と言うわけです。

そこで名言です。「手を出すな！タマはいじると癖になる。」川崎 肇。

ライの改善は習慣性を伴うらしく、いい状態にあつてさえ、必ずタマをいじらないとことには不安でならないと告白する人も多い。

ついやってしまう癖、何とか治しましょう。

幹事報告

森 一誠幹事

1. 例会変更のお知らせは御座いません。
2. ローターリー財団学友音楽会
切符が参りましたので参加の方には、本日配布いたします。
3. 2002 - 03 年度地区協議会開催
日時・平成 14 年 5 月 26 日 (日)
11 時登録開始 12 時 30 分点鐘
18 時 30 分閉会
場所・聖光学院高等学校
本日回覧をいたしますので、該当される委員長及び新会員は必ず出席されてください。
4. 米山記念奨学会より高嶋会員へ感謝状が届きました。

委員会報告

職業奉仕委員長 藤田 孝次

来る4月10日職場見学を実施致します。

見学先は、雪印乳業(株)中山チーズ工場です。

こう言う時期にどのようにして生き残れくかをみて置くのも良いかと思えます。

会員増強委員長 鶴岡 武

皆さんにお願いしてあります、入会推薦書、そろそろ出ておりますので、早めに提出願います。

親睦活動委員長 北原 弘文

千葉緑 RC 合同コンペの件、当クラブからは現在 20 ~ 23 名程度の参加者がある予定、

千葉緑の方は、約 15 名。

更に、ゴルフ場予約でお世話になりました川崎麻生 RC の会長鈴木様と他 1 名参加されますので、合計 40 名程度になります。

プレー後のパーティはゴルフ場のクラブハウスで行います。

親睦活動副委員長 濱田 茂

来る4月24日家族会の件、当日はバスをチャータ致します、少し早めに出発して三溪園内を散策する時間を採りたいと思っております。

料理はフランス料理、掘りごたつの部屋で、落語家の桂歌助師匠を招いております。

IT推進委員長 長根 信康

先日、当クラブのメーリングにウィールスが混入いたしました。少しメールウイルスについてご説明させていただきます。

特徴は、メールアドレスが …CO.JP 又は、…NE.JP のつくメールアドレスが自動的にウィールスが転送されてしまいます。

それは、“お久しぶり” とか “重要” …… とかのタイトル文です。

添付ファイルは “Patch,Exe” 名がついており、それをクリックして開いた瞬間に発信してしまいます。

ウィールス防止用ソフトが販売されております、¥5,000 程度です。

お知らせ!!

2590 地区ガバナー事務局より受信されるメールは公式文書ですから、配信許可されておりますので、会員に転送されるように当クラブ事務局のパソコンを設定いたしました。

それから、事務局のコピー機を買い替えました、機能は、両面 COPY、FAX、PRIT、SCAN、以前使用していたより多機能で安い。

須藤会員質問!

見ますと、会長、幹事宛のメールになっており、人為的に判断して配布する必要があるのではないかと?

長根 IT 推進委員長!

タイトルで選別できない事はないが、多少難点があります、検討要。

出席報告

大地 哲郎 出席委員長

会員数	本日の出席	本日の出席率	前々回の補正後出席率
36	21	78	81

欠席届

- ◆ 下中 英輝 君
社用のため欠席させていただきます。
- ◆ 石川 輝久 君
本会議のため欠席させていただきます。
- ◆ 市瀬 栄一 君
商用(職業奉仕)のため欠席いたし。3月20日

にIM反省会に出席いたします。

ニコニコBOX

- ◆ 高嶋 経保 君
米山記念奨学会の感謝状ありがとうございます御座います。
- ◆ 内野 晃 君
音楽会の切符ありがとうございます御座います。

ニガニガBOX

- ◆ 齊藤 晃 君
早退いたします。
- ◆ 脇田 幸一 君
先週仕事で休みました。すみません。メーキャップは済ませました。
- ◆ 村松 勇治 君
2週欠席申し訳ありません。メーキャップは済ませました。

3月20日5件	¥ 18.000
本年度累計	¥ 739.600

ペイオフ解禁について

卓話

スピーカ 荒木 敏男 会員



本日は、「ペイオフ解禁」をテーマに話をさせていただきます。内容は、預金保険の仕組みを中心として、ペイオフ解禁後に金融機関が破たんした場合に具体的にどうなるか、ペイオフ対策をどのように考えるかなどです。ビデオも用意いたしましたので後ほどご覧いただきたいと思います。

1.戦後における破たん金融機関の処理策の推移

皆様の中には戦後からこれまで日本では預金保険によって預金は全額保護されてきたとお考えの方が多いのではないかと思えます。実は、預金保険によって預金を全額保護する政策が開始されたのは96年度からであり、比較的新しい対策なのです。それでは96年以前はどうなっていたのでしょうか。

(1) 戦後～80年代まで

戦後80年代までの時期ですが、この時期は経営が悪化した金融機関が現れるとその金融機関が破たんしてしまう前に、健全な金融機関が救済合併を行う形で処理が行われていました。具体的な事例としては、住友銀行による平和相互銀行の救済合併などがあります。この時代に救済合併がうまく実施されていた背景としては、規制が非常に厳しかった。当時は金融機関が新しく出店をしようとしても思うようにできなかったことがあります。救済合併は金融機関が手取り早く規模を拡大するための手段として有効だったことがあります。また、救済合併にあたっては、救済した側に損失負担が発生するのですが規則によって保護されていた時代は規模の拡大が収益の拡大にストレートに結びついたので合併時の損失を短期に取り戻しやすい環境にあったといえます。

(2) 90年代前半～

90年代に入ると、救済合併に代わり、預金保険制度の資金援助と呼ばれる仕組みが活用されるようになります。仮にペイオフを実施した場合に預金保険が負担する損失額(ペイオフコスト)の範囲内で、破たん金融機関から営業を譲り受けたり救済合併をしたりする救済金融機関に対して資金贈与を行うものです。預金保険機構からの資金贈与を条件に救済金融機関が破たんした金融機関の営業譲渡を引き受けると、問題金融機関の負債は全て救済金融機関に引き継がれます。結果として大口預金や預金保険対象外の金融商品を含め預金は全額保護されたわけです。ところで、なぜ救済合併が90年代になると難しくなかったかということ、一つにはバブル崩壊後は破たんした金融機関の痛み度合いが以前に比べ大きくなったことがあります。また、株価下落によって救済側の金融機関の経営体力が低下してきたということも背景にあります。このほか、金融自由化、ITの技術革新が進展する中で、合併により規模を大きくするメリットが

小さくなったということもあります。

(3) 96年以降～

経営譲渡や救済合併を行わせるという資金援助方式が90年代半ば頃からうまく行かなくなります。そして先ほど申し上げた資金援助の原則であったペイオフコストの範囲内という上限を取り払う必要が出てまいります。なぜ、資金援助方式が生きず待ったのでしょうか。資金援助はあくまでも救済しようとする相手の金融機関がいなければできませんが、90年代半ば頃から救済を引き受けようと手を上げる金融機関がどこにも現れないケースが発生するようになったからです。預金保険制度に定めたペイオフを発動すると大変な信用不安が発生しかねない状況の下、95年6月に当時の武村大蔵大臣がペイオフの凍結を宣言しました。その後、96年に預金保険法の改正が行われ、当時は5年間ということでしたが、その後1年間期限が延長され2002年3月まで預金を全額保護する対策が行われています。この預金を全額保護する方法として、本来は仮にペイオフを発動した場合のコストの範囲内という上限を取り払い、破たん金融機関の口スをまるまるカバーする金額の資金贈与を行うことにより、営業譲渡や救済合併を行わせています。これが特別資金援助と呼ばれているものです。この4月からはいよいよ預金保険制度の本来のルールが適用されるようになります。次にビデオテープを利用して本来のルールをご説明したいと思います。

2.預金保険制度の概要(ビデオテープにて)

(1) 目的

「預金者を保護し、信用秩序の維持をはかる」ため71年(昭和46年)に制度を創設。

- ・ 政府・日銀・民間の出資により設立された預金保険機構が制度を運営
ねらい： 将来的な金融自由化や国際化に備える。
競争原理を導入し、金融の効率化をはかる

(2) 仕組み

- ・ 対象金融機関に預金すると、預金者は法律により自動的に保護が受けられる。
- ・ 対象金融機関
銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、信金中央金庫、全国信用協同組合連合会、労働金庫連合会、農協や漁協などは「農水産業協同組合貯金保険制度」で保護。外国銀行の在日支店、国内銀行の海

外支店の口座は対象外。

- 対象金融機関の預金残高におおじて保険料が徴収される（保険料は金融機関が負担）
保険料、一般保険料、特別保険料（預金全額保護のための保険料）

(3) 保護限度額

預金保険支払い限度額

昭和 46 年 7 月～ 元本 100 万円

昭和 49 年 6 月～ 元本 300 万円

昭和 61 年 7 月～ 元本 1,000 万円

平成 13 年 4 月～ 元本 1,000 万円とその利息

(4) 保護の内容

- 1 預金者、1 金融機関当たり元本 1000 万円とその利息
- 複数の口座は名寄せされる（預金者の氏名または名称、住所または所在地、生年月日または説立日）

(5) 保護対象の金融商品

☒ 預金保険の対象とされる金融商品

対象の預金・金融商品
<ul style="list-style-type: none">預金（下記の 印のものを除く。<u>公金預金</u>、<u>特殊法人預金</u>を含む）定期積立金元本補てん契約をした金銭信託（貸付信託（ビッグなど）を含む）<u>金融債（権利者を確定できるものに限る）</u><u>元本 1,000 万円に対応した預金利息</u>

対象外の預金・金融商品
外貨預金 譲渡性預金 金融機関等預金
<ul style="list-style-type: none">元本補てん契約をしていない金銭信託（ヒットなど）金融債（上記の金融債を除く）

(注) 下線は 2001 年 4 月以降新たに追保田衣装に加えられたもの。外貨預金は対象外だが「預金等債権の

買取」の対象とされている。

(6) 保護範囲の変更スケジュール

2002 年 3 月までは金融商品の全額保護が行われますが、4 月以降全額保護は行われなくなります。ただし、決済性預金、具体的には、当座預金と普通預金・振込みや税金などの資金を銀行が一時的にプールするのに使っている別段預金の 3 つに関しては 2002 年度中は全額保護されます。2003 年 4 月以降は、決済性預金も含めて預金の保護は元本 1,000 万円までとその利息ということになります。

3. 預金保険の本来のルールによる預金者保護の内容

(1) 保険金支払い（ペイオフ）

(定義)

預金保険は預金者保護の方法として 2 つの仕組みを準備しています。1 つが、保険金支払い。狭義のペイオフで預金保険を運営している預金保険機構が破たんした金融機関の個々の預金者に対して保険金を直接支払う仕組みです。ペイオフという言葉は、この狭義の使い方のほか「預金が全額保護されなくなり、1,000 万超の預金はカットされることがある。」という意味でも使われる場合があります。

(ペイオフのデメリット)

ペイオフが実施される場合は、破たんした金融機関は清算処理されることとなります。このため、預金者はこれまで給与の振込みや公共料金の自動引き落としなどに使用していた預金口座を失い、また借り入れ取引をしていた企業は新たに貸し出し取引をする金融機関を探す必要があります。保険金を現金で払い戻す事務手続きも非常に面倒です。これらの理由から過去一度もペイオフを実施されたことはありません。

(1000 万円以上の扱い)

仮にペイオフかせ実施された場合、保険金の支払い対象は元本 1000 万円とその利息とされていますが、それを上回る金額に関しましては「預金等債権の買取」という仕組みが適用されます。これは、金融機関の清算見込みの状況に応じて預金保険機構が 1000 万超の部分をしはらってくれるものです。具体的には、金融機関を清算処理したときの配当見込みに基づき、預金保険機構が 0 ~ 100 % の概算払率を決定し 1000 万円超の大口預金に関しては、この概算払率をかけた全額が支払われます。したがって 1000 万円超の部分が 全てカットされてしまうわけではありません。

(清算払)

後日、金融機関の清算処理が終了し概算払率を決定する際に見込んでいたよりも多く回収できた場合には、その部分は預金者に対して追加的に支払われることになっています。

(追保対象外の金融商品の扱い)

譲渡性預金や銀行が発行した社債など、預金保険の対象外の金融商品に預けたり投資した人は、破たん金融機関の清算が終了するまで支払いを受けることができません。「預金等債権の買取」の仕組みがあるため、預金保険の対象に関しましては、全額ではないにせよ払戻を受けられるということになります。

(2) 資金援助

(定義)

ペイオフは先ほど説明しましたとおり、預金者、借入先ともに悪影響の大きいやりかたです。また、事務手続きも非常に複雑となります。そこでペイオフに代わる方法としてこれまでもっぱら活用されてきたのが「資金援助」と呼ばれる方法です。これは、破たんした金融機関の営業譲渡を受けたり、救済合併をしようとしてくれる救済金融機関がある場合にはその救済金融機関に対して仮にペイオフを行った場合に必要なコストの範囲内で資金援助を行うものです。

(資金援助のメリット)

資金援助が行われますと預金口座や健全な借り手に対する貸し出しは救済金融期間に継続されますので預金口座に付随する自動入金や自動支払いの機能がそのまま使えます。また、健全な借り手も貸し出し取引を継続できます。さらに保険金でキャッシュで支払を行うペイオフに比べ、預金保険機構にとって事務手続きが簡単だというメリットもあります。

(援助額の範囲等)

資金援助の額の上限は仮にペイオフを実施した場合のコストとされており、これをペイオフコストと呼んでいます。96年度以降から本年3月までは預金の全額保護策が行われています。この期間はペイオフコストを上回る特別資金援助ができるようになっています。過去、実施された資金援助は破たん金融機関の全ての負債が救済金融機関に継承される場合に発動されました。このため預金保護策が公式的に導入される96年以降の事例も含め全ての案件で預金が全額保護されてきました。2002年4月以降は、資金援助はペ

イオフコストの範囲内という原則に立ち戻ります。

4. 一般的なペイオフ対策

一般的なペイオフ対策については下記の表にあるとおりです。この4月以降は、預金取引に関しても大口の場合には自己責任を問われる時代となるわけです。金融機関の破たんによって損失を被るのを避けるためには、取引金融機関の経営状況に対して往來以上に注意を払うことが必要です。また、ペイオフ解禁を機会にライフ・サイクルやご自身のリスク許容度も考慮しつつ、金融商品による運用を再検討してみてもいいでしょうか。

一般的なペイオフ対策

経営状況を把握し、経営の健全な金融機関と取引
・ 金融機関の経営情報の入手とチェック

国債地方債、社債などの利用検討

- ・ 価格変動リスクあり、満期前の売却による元本割れに注意。
- ・ 人気が高い債券は、発行直後に完売してしまうことも予想される。

投資信託の利用検討

- ・ 最近、一部のMMFの元本割れが発生、目論見書をよく検討する必要あり。

流動性預金のシフト

- ・ 2002年度仲間では全額保護される。

取引金融機関の分散

- ・ 取引の事務手続きが面倒になるデメリットがある。

住所や電話番号などの変更届漏れのチェック

- ・ 架空預金は保護されないため届出事項に不備のある預金はたとえ小額であってもペイオフ実施時に支払いを受けられなくなる可能性がある。

預金と借入金の相殺

- ・ 金融機関の破たん時に、普通預金や当座預金とローンを相殺することは可能。定期預金についても金融機関の破たん時に預金者の申し出による相殺を可とする規定が預金約款にあれば可能。金融庁は金融機関の破たん時に相殺ができるように約款を整備するよう、金融機関に行政しどしている」とされる。
- ・ 相殺は、預金と借入金の名義が同一であることが条件。法人名義の借入金を代表者個人の預金と相殺したり、息子の住宅ローンを親の預金と相殺することはできない。ただし、預金者が借入債務者の保証人となっている場合に関しては、保証債務と預金を相殺することが可能である。
- ・ 相殺を希望する場合には、預金者自らが手続きを行う必要がある
(金融機関の破たん時に自動的に相殺が行われるのではない。

2002年3月 *Calender*

{ }

1	金	会長エレクト研修セミナー
2	土	2001 学年度米山奨学生終了式
3	日	
4	月	
5	火	
6	1570 水	* 定例理事会 (第 9 回) * 結婚記念、河淵、北原、加藤、遠藤、4 会員 * クラブフォーラム (社会奉仕活動について) 武藤委員長
7	木	
8	金	
9	土	
10	日	
11	月	
12	火	
13	1571 水	* 誕生祝、黒瀧会員 3/19 * クラブフォーラム (会員増強について) 鶴岡委員長
14	木	
15	金	
16	土	横浜南 RC 創立 40 周年記念式典
17	日	
18	月	
19	火	
20	1572 水	* 誕生祝、内野会員 3/21 * 卓話: ペイオフについて 荒木会員
21	木	春分の日
22	金	
23	土	
24	日	
25	月	
26	火	
27	1573 水	* 夕刻例会 点鐘 6:30 * 卓話: 倉橋輝信様
28	木	
29	金	
30	土	
31	日	

2002年4月 *Calender*

{ 雑誌月間 }

1	月	
2	火	
3	1574 水	* 結婚記念、斎藤 (清)、藤津、鶴岡、岡本、土志田、 荒木、餅田、の 7 会員 * 誕生日祝 市瀬、下中、の 2 会員、 * フォーラム (雑誌月間について) 河原委員長 * 定例理事会
4	木	
5	金	
6	土	
7	日	
8	月	
9	火	
10	1575 水	* 誕生日祝、 伊藤会員、 * 職場見学
11	木	
12	金	
13	土	
14	日	
15	月	
16	火	
17	1576 水	* 職業報告
18	木	
19	金	
20	土	
21	日	
22	月	
23	火	
24	1577 水	* 家族会 三溪園 (点鐘 6:30 分)
25	木	千葉緑 RC 合同コンペ、東京よみうり GC
26	金	
27	土	
28	日	
29	月	* みどりの日
30	火	

